

石川県公立大学法人

令和 7 年度業務実績に関する評価結果

令和 8 年 9 月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、計画どおり進んでいると認められる。

人類は、気候変動や国家間等の格差、さらにはエネルギーや食料などの問題を抱え、国際社会はパリ協定やSDGsのもとで協働の取り組みを進めている。その一方で、グローバル化に伴い様々な分断が進む中で国際協調の場が揺れ動いている。わが国にあっては、人口減少や地方の衰退が深刻であり、地震等の災害も予断を許さない。このような状況にあって、知の拠点としての大学等の役割はいよいよ大きい。

石川県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学としてその使命を果たすべく、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行し、現在、第3期中期目標期間にある。

第1期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）においては、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機動的な運営」をテーマに掲げ、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ。

第2期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」を新たなテーマとし、教育研究等の機能の改善に向けて取り組んだ。

第3期中期目標期間（令和5年度～令和10年度）においては、地域から支持される特色と魅力ある大学を目指し、教育の質の向上・学生支援及び学生の確保、研究の質の向上・良好な教育研究環境の整備、産学官連携・地域貢献の一層の推進に重点的に取り組むこととしており、令和7年度はその第3事業年度にあたる。

石川県立看護大学では、「災害実践看護学」講座を開設するとともに、災害看護関連科目を中心に履修するコースの新設を決定した。また、教育のDX推進の一環として、集中治療室を再現した演習室へ最新機器を導入し、シミュレーション教育を充実した。地域貢献については、民間企業の防災食の商品化プロジェクトやかほく市との包括連携事業における研究報告など、県内企業や行政と連携した取り組みを推進したほか、特定行為研修を含む皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程を開講した。

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨については、被災学生の授業料等を減免し学びの継続を引き続き支援したほか、被災地での健康サロンや体操教室等、復旧・復興に向けた支援活動を実施した。

今後とも、地域ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実に努め、県内の市町等との連携や国際交流を進めることで、保健・医療・福祉の幅広い領域での人材育成と地域の健康・福祉の充実に貢献することが期待される。

石川県立大学では、低学年からの専門教育の推進のため、1年生向けにオムニバス形

式による専門科目の新設を決定した。国際交流については、タイのランシット大学を訪問し、海外研修を実施したほか、ミャンマー、インドネシアから留学生や特別研究学生を新たに受け入れた。海外を含めた地域貢献については、カンボジアでのメタン発酵システムによる農業支援や農業用水を利用したマイクロ水力発電の研究等、行政や県内企業等と連携した取り組みを推進した。また、県立大学発ベンチャーに対する支援にも取り組んだ。

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨については、被災学生の授業料等を減免し学びの継続を支援したほか、農業、畜産、食品及びその基盤に関する「能登復興支援プロジェクト」に取り組み、被災地の復旧・復興を支援している。

今後とも、地域ニーズに照らして新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学官連携を通じた産業振興に取り組むことが期待される。

大学法人の年度計画全体としては、計画事業の78の小項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、6つの大項目全てがA評価(計画どおり進んでいる)となっている。

以上のことから、令和7年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、計画どおり進んでいると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、激動する社会情勢と大学を取り巻く変化を受けて、本評価委員会は次のような参考意見を付す。

人類は今や、気候変動に代表される地球規模環境問題、グローバル経済のもとでの国家間格差と国際協調の乱れ、デジタル社会における人間本来の喪失等が危惧され、我が国にあっては少子化と人口減少に直面している。社会における知の拠点である大学等は、教育研究および地域貢献の使命のもとで、このような社会の変化を捉えた機能強化を組織の見直しを含めて図っていく必要がある。

中央教育審議会は「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育の再構築システム(令和7年2月)」を取りまとめ、ディシプリンに基づく大学の独立性や自由を確保しつつも、人類や地球社会の普遍的な価値を探究する役割が、戦略性や組織性をもって求められるとしている。文部科学省は、国立大学法人等による「改革方針(令和7年8月)」を踏まえて「国立大学法人等改革基本方針(令和7年11月)」を策定し、各国立大学法人の経営戦略の方向性を第5期中期目標計画(令和10～15年度)に組み込むとしている。内閣府の「令和7年度戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業」は、この方針を前提としたものである。

少子化時代における学生の確保と社会の変化に対応した機能強化は、大学等の高等教育機関すべてに共通する課題である。しかし、18歳人口の減少も持続性が懸念される社会の変化も余りにも急激であり、もはや個々の大学間競争では解決できず、場合によっては組織を超えた対応が必要である。即ち、国立大学法人等で先行的に進められている改革は、国公立のすべての大学法人に問われる改革であり、その方向性は潮流と見なさねばならない。

このような状況にあって、石川県立看護大学と石川県立大学からなる石川県公立大学法人は経営戦略を構築し、第4期中期目標期間（令和11年度～16年度）に向けた計画の準備を進めねばならない。学生の受け入れにはこれまで以上の積極的な取り組みが求められ、機能強化にはわが国の高等教育機関として、また地方公立の大学として、自らの教育・研究および社会貢献のパフォーマンスの最大化を図らねばならない。最大化は、それぞれの大学の組織として方向性を持った取り組みであり、連携により1法人2大学のメリットを引き出すことも期待したい。

大学等の機能強化には、人類そしてわが国が直面している状況を踏まえねばならないが、その際、地方の視点が不可欠である。地方は大都市に比べて自然やコミュニティが残存し、効率や利益を目的とする文明社会が喪失した多くを維持している。石川県立看護大学のウェルビーイング看護学が、地域の社会関係資本を活かした人間のあるべき姿を追求し、石川県立大学の生物資源工学が、生物資源の生産と食品の供給、それを支える環境を総合的に捉えようとしている。両大学の取り組みが、能登半島の復旧復興、半島・中山間部・離島など地方の多くを抱える列島の再生、そして人類の発展に寄与することを期待したい。

Ⅱ 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の28の小項目のうち、7項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、21項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 学生の確保のため、入試科目を理系科目重視から文系・理系を問わない科目構成へ変更したほか、オープンキャンパス等を通じた広報活動などにより、一般入試（前期）の志願者数が増加した。高校生や保護者に向けた大学案内動画をターゲット別に制作し、ホームページやSNSで発信している。また、大学院進学説明会や進路セミナーの開催等により、学部生の大学院進学者が増加した。

- 民間企業との共同研究を通じて、脱水症の早期発見や血液生化学検査データをモニタリングできるシステムや、在宅療養高齢者の生活をサポートするAI車椅子の開発に取り組んでいる。また、民間企業の防災食の開発プロジェクトに参画し、商品化に繋げた。
- 能登半島地震の経験を踏まえ、災害時に臨機応変に対応できる看護師を養成する寄附講座「災害実践看護学講座」を令和7年度に開講した。また、能登半島地震の被災者支援として、被災地で健康サロンや体操教室を開催したほか、開学記念日に地域住民を招いて災害看護についての講演を行った。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の27の小項目のうち、5項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、22項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 1年生向けにオムニバス形式による専門科目の新設を決定し、低学年次からの専門教育の推進をしたほか、計画的な学修を促進するため、2年次から3年次への進級要件を新たに設定すること決定した。
- カンボジアでのメタン発酵システムによる農業支援をはじめ、農業用水を利用したマイクロ水力発電の再生可能エネルギー関係の研究や鉄分強化イネの開発など、行政や県内企業等と連携し、新技術や新商品の研究開発を推進したほか、県立大学発ベンチャーへの支援として、学内でのパイロットプラントの建設の許可や、補助金申請等の事務手続きの支援、大学の研究設備等の無償利用の許可を行った。
- 能登復興支援プロジェクトでは、大学が持つ知見を最大限に活かし、農業、畜産、食品及びその基盤に関する9事業を実施して、被災地の復旧・復興を後押しした。また、プロジェクトの実施内容や成果については、学内での報告会や学会等で発信した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の9の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、8項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学のガバナンス体制の構築の観点において、石川県立看護大学では、学長を中心に戦略的に大学をマネジメントするため、幹部教員による将来構想委員会等を開催した。石川県立大学では、学長のリーダーシップを発揮できる学内運営体制とするため、学長補佐会議を月1回開催し、大学運営等における具体的内容を検討し決定するほか、理事長・学長と教員間で研究内容のヒアリングを実施した。
- 事務組織等の効率化の観点において、石川県立看護大学では、利便性向上及び事務の効率化を図るため、学生の施設利用予約をオンライン化した。石川県立大学では、ホームページ掲載及び研究紀要編集作業の手順を簡素化した。
- 大学の将来を見据え、石川県立看護大学では、災害実践看護学講座の令和7年度開設にあたり、災害看護専門看護師を含む3名の専任教員を登用した。石川県立大学では、教育・研究・大学運営・社会貢献で突出した実績を挙げた教員を教授に昇任できる特例の制度を新設した。

4 財務内容の改善に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の4の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 外部研究資金の獲得に向けて、両大学では、外部研究資金に関する情報を収集し、積極的な応募を奨励した。この結果、外部研究資金の獲得件数は、石川県立看護大学100件、石川県立大学168件となった。

5 自己点検評価及び情報提供に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の3の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 石川県立看護大学では、本評価委員会の意見を踏まえ、被災住民の健康支援に取り組むとともに、「災害実践看護学」講座を開設した。石川県立大学では、ホームページと大学案内パンフレットの全面リニューアルや、創立20周年記念事業を実施して情報発信を強化した。

6 その他業務運営に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の7の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和7年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 施設、備品等の整備として、石川県立看護大学では、看護スキルスラボの整備等教育のDX推進や講義・実習室の照明のLED化を実施した。石川県立大学では、老朽化した体育館建て替えの本体工事に着手したほか、共焦点レーザー走査顕微鏡等の教育研究備品の更新を実施した。

(参考) 項目別評価結果の一覧表

項目名	評価
1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
3 業務運営の改善・効率化に関する目標	A
4 財務内容の改善に関する目標	A
5 自己点検評価及び情報提供に関する目標	A
6 その他業務運営に関する目標	A

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日

石川県公立大学法人評価委員会決定

令和 3年 3月23日

石川県公立大学法人評価委員会改正

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに、次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

評価区分	評 価 内 容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を順調に実施している。
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

※中期目標期間見込評価、中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

- (ア) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評 価 内 容
S	特筆すべき進行状況にある。（特に認める場合）
A	計画どおり進んでいる。（すべてⅢ～Ⅳ）
B	おおむね計画どおり進んでいる。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上）
C	やや遅れている。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満）
D	重大な改善事項がある。（特に認める場合）

【中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評 価 内 容
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)

- (1) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価のうち、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。